



特16
131

天供覽

正二位勳一等伯爵 土方久元閣下題辭
正二位勳一等伯爵 芳川顯正閣下揮毫
從六位内藤耻叟君序
大教正 菊井惣鐵謹著

神武天皇御傳記

全

大正
1.11.9

内文

皇恩社



一神武天皇御傳畧記

壹部

右權大教正菊井惣鐵

ヨリ

獻上願出，趣^ヲ以^テ傳獻

被致候ニ付

御前一差上候此段申入
候也

明治三十一年九月三日

宮内大臣子爵田中光顯

調度局長長崎有吾殿

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10m
1 2 3 4 5



筆意

也

四月三日

王二生之元題



神武天皇即位紀元

四年聖詔

我皇祖之靈也自

天降鑒光助朕躬今

諸虜已平海內無事

可以郊祀天神用申

大孝者也乃靈畤立

於鳥見山中云以祭

皇祖天神焉

從二位芳川顯正書



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1 2 3 4 5

序　　言

天皇陛下は民を視給ふごと赤子の如く人民
は　天皇陛下を戴き奉ること父母の如く共
に　天祖を仰いで以て祖先となす一國即ち一
家にして萬民全く一族なる者は宇内萬國の
中獨り我神州あるのみ是我風俗の敦厚純實
忠孝一本なる所以にして即ち
寶祚の天壤無窮萬古不易なる國威の六合に

照臨して千載不拔なる者實に之に由てなり
加之我

太祖神武天皇の偉勳洪徳あり以て始めて四
海萬方を統一仁撫なさしめ給ひしより人民
永く一族一家の歡樂を共にして同心協力同
じく 天祖の深恩に報することを得たるもの
の凡そ我臣子たる誰れか之を思はざる者あ
らんや夫れ尙古天地の初めより一國は即ち

一家をなして四千萬の人民皆一族の如く其
結合を堅くすること其富強の實是より大な
るはなし彼歐米諸國の如く縱令其地の大な
る其民の多き或は我國に幾倍するといふと
も其國體の異なる君は萬世の君にあらず民
は一種の民に非ず只此烏合蟻屯の國のみ何
ぞ我

神州の風俗純實君民一致なるに及ぶことを

得んや只希ふ所は此人民をして純實なる者
ますます純實に一致なる者ますます一致な
らしめ以て國威を萬方に振ふにあり是吾人
臣子の務め是より急なるはなし頃者皇恩社
なる者起れり其主旨亦專此に在り今其賢者
に頌つ所神武天皇御傳略記の書成る來りて
耻叟が序を乞ふ乃ち嘗て感する所を書して
以て卷首に辨すと云爾

明治三十一年一月卽ち

紀元二千五百五十八年

前大學教授從六位内藤耻叟謹序

趣意自序

皇祖宇宙を經營し

皇宗之を承けて我が豊葦原を平定し賜ひし
より昭穆序あり君臣分あり上下相犯さざる
もの二千五百餘年渾圓球上亦た如此邦國あ
らむや要するに是れ

皇祖の威靈に基き

皇宗の教化に職由せざるはなし我が皇恩社

は實に骨を我が
皇宗神武天皇の遺訓に取り髓を我が
明治天皇の教育勅語に覓め其の
聖旨を奉戴し以て我が國民盡忠愛國の精神
を喚起せんとす曩に余
神武天皇御傳略記を謹撰するや畏くも
天覽の榮を賜ひたり今又茲に
神武天皇御傳記に訂正し以て將來國民教育

の参考に供せんとす一冊子能く永遠に家庭
の教へ草となる蓋し稀なるを丹陵村田畫伯
添ふるに精研畢生の筆を致さんと言ふ諸士
夫れ長へに國體の精華と崇め家庭の華と飾
るを得ば幸甚之れに過るものなし溺歐病流
行し社會黨蜂起するの今日に於て此の舉を
見る又時勢の已む可らざるものあればなり
江湖義を存ずるの士冀くは翼贊援護する所

あれ惣鐵等翫望に堪へざるなり

選者誌

自序

掛卷久毛畏伎可母。言卷句裳由由志紀加茂。神日本磐余彥火火出見天皇波斯聞。惟神神耳四麻思許利天性聖邇摩志氣里天津日繼能尊寸事袁母。知留人無加梨之昧岐世仁雲放邈介久遠伎西乃國與利。御軍廻有能盡阿登母比給飛磐我根乃古基之伎山路乎踏佐久美波風荒岐海原袁伊漕廻利。何狀爾勞伎給波武道乎母顧

給八受。何狀仁危伎御役袁毛厭給波傳大御躬
 劍乃手頭案利弓彎伎磨可那比嚴乃噴乎發志
 而雄誥踏誥給比都都荒夫琉神等袁裳不伏人
 等乎毛言向和志撥平給比豆大宮柱樞原乃底
 津磐根邇太知立高天原耳搏風峻峙而天下乎
 知食皇御祖乃大御言爾從比神籬袁樹靈時乎
 定賣天津御神袁祀利豆大孝乎伸給比穆木乃
 彌繼繼仁高御位能高岐御稜威乎傳給比亭萬

千秋能長五百秋耳。公民乎撫給比慈給閑流恩
 賴袁丹生川乃清伎川淀誰可波深久忝美奉良
 邪羅牟高倉山能峯乃老松誰加波高久仰藝尊
 備奉羅邪良武故山川毛依天奉琉大御世邇生
 禮之身能幸乎嬉美劣久拙伎行袁良顧波傳年
 來見得多留書爾國國處處乃故實乎併勢豆負
 名負名書著志此邇母彼耳毛考參世曉良思米
 天牟等今度此如波母能志多利時波大正登云

比計流年乃元乃年十月能五日如此云布波畠
傍山乃松風仁耳馴都都人登成里豆墨田乃河
水邇心乎洗布菊井惣鐵奈利

引用書目

- 古事記
- 古語拾遺
- 薩摩志
- 豐後風土記
- 筑前風土記
- 水鏡
- 歴代皇紀
- 日本書紀
- 新選姓氏錄
- 日向風土記
- 豊前國志
- 舊事本紀
- 扶桑略記
- 愚管抄

○一代要記

○皇年代畧記

○續日本紀

○皇代記

○釋日本紀

○本朝通紀

○帝王編年記

○熊野畧記

○大日本史

○年中行事

○類聚國史

○攝津志

○河内志

○大和志

○和泉志

○紀伊續風土記

○和名類聚抄

○新選字鏡

○奧儀抄

○字鏡集

○萬葉倭歌集

○延喜式

○諸陵式

○古事記傳

○日本紀標注

○日本書紀通證

○神皇正統記

神武天皇御傳記

大教正 菊井惣鐵謹選

神武天皇は諱を彦火々出見と申す。少くましましし時の御名は狹野と申せり。後天下を撥平げ、八州を奄有したまふに至り更に尊號を加へて、神日本磐余彦火々出見天皇と申す。又始馭天皇と稱し、天照大神の御子正哉吾勝々速日天忍穗耳尊高皇產靈尊の御女栲幡千々

姫命を娶りて天津彦火火瓊々杵尊を生みた
まふ大神群神に命じて下土を平定したまひ。
迺瓊々杵尊に八咫の御鏡と八坂瓊の曲玉と。
草薙の御劍と以上三種の神寶を賜ひ豊葦原
の瑞穂國は吾子孫の知らさむ地なり爾就し
て治しめせ寶祚の御隆は天壤の與無窮なる
べきものぞと謂ひて天降したまへり是に瓊
々杵尊天磐座を離れ天八重雲を棲威の道別

に道別て駆仙蹕して日向國の高千穗峯に天
降りたまひ遂に薩摩國の日置郡なる吾田に
到りまして大山祇神の御女木華開耶姫命を
娶り彦火火出見尊を生みたまふ彦火火出見
尊海祇神の御女豊玉姫命を娶り彦波瀨武鷗
鷗草葺不合尊を生みたまふ葺不合尊豊玉姫
命の御女弟玉依姫を娶り彦五瀬命を生みた
まひ次に稻飯命を生みたまひ次に三毛入野

命を生みたまひ。次に神武天皇を生みたまふ。天皇は生れまし。ながらにして明達くましまし。又御意確くましませり。御年十五にして立ちて太子と爲りたまひ。長じたまひて薩摩國の阿多郡なる小椅君の妹吾平津媛を娶り妃と爲して手研耳命を生みたまひ。次に岐須耳命を生みたまふ。天皇は常に日向國なる高千穂宮にましまして西州を治めたまへり。是時

に當りて東國未だ服從せず。長髓彦饒速日命を奉じて君と爲し。兄猾弟猾。兄磯城。弟磯城。兄倉下。弟倉下等。各君長として相統一せず。天皇御年四十五歳に成らせたまひし時。諸皇兄及皇子等に謂ひけるは。昔高皇產靈尊。天照大神の二神。此豊葦原の瑞穂國を擧て。我天祖彦火瓊々杵尊に授けたまへり。是に瓊々杵尊天降りたまひて年を歴ること。今に一百七十九萬

二千四百七十餘歲運は荒れ時は昧くして遠
き地は未王化の玉澤に霧はす村邑に君長有
りて各自疆を分ち相凌轢して靜謐ならず鹽
土老翁に聞けば東に美しき地有りて青山四
方に周り其中に天磐船に乗りて天降れる者
有り其は饒速日命ならむか謂ふに彼の地は
必天業を弘め天下を光宅するに足らむ今よ
り就きて都せむこと可からざらむやと宣へ

ば皇兄皇子皆贊同したまへり。

甲寅の歲十月五日天皇諸皇兄及皇子等と俱
に高千穗宮を發し舟師を帥て御遷都の途に
就きたまふ御舟は豊後國北海部郡なる速吸
之門(現今佐賀關港なり)に抵りませし時一人
の漁夫來たりければ天皇其漁夫を召寄せら
れて汝は誰ぞと問ひたまへば臣は國津神に
て此國の曲浦に釣する珍彦なりと答申せり。

又海路を知らば仕奉りて皇師を導き奉らす
 やと問ひたまへば謹みて仕奉り導き奉らむ
 とぞ答奉りける是に天皇命じて椎檣の末を
 授け艇より皇船に牽納れしめ椎根津彦と云
 ふ名を賜ひ郷導者と爲して豊前國の宇佐郡
 に至りたまふ時に宇佐津彦菟狭津媛の二人
 其郡なる驛館川の川上に一柱騰宮を造りて
 饗應し奉れり

十一月九日筑前國の遠賀郡なる岡水門に衍

り
 十二月二十七日安藝國の安藝郡に至り埃宮
 に御駐輦まします

乙卯の歲三月六日備前國の高島に移り行宮
 を造りましましき是より舟楫を修へ兵食を
 蓄へ將に一舉して天下を平げむとしたまひ
 ぬ

戊午の歲二月十一日皇師堂々舳艤相即み瀬
戸内海を東進し播磨灘を過ぎ明石海峡を出
でゝ浪速之國(今の大坂灣にして古は浪華難
波なぞとも云ひしなり)に入り。

三月十日流を逆りて河内國草香邑の青雲白
肩之津に到ります。

四月九日皇軍大舉して大和國生駒郡龍田の
方へと進ませたまふに其路狭く嶮しくして

皇師並行くこと能はず則ち路を轉じて東の
方生駒山を踰えて直に國の中央に入らむと
したまふ時に生駒郡なる鳥見の長髓彦皇師
の狀を聞きて盡く衆屬を起し孔舍衙坂(又日
下坂とも書す)に徼り即ち大和河内兩國の境
にありて(今闇峙と云ふ)與に會戰す皇師は素
より勇武の士のみなりと雖も案内知らぬ山
深にて識らずく進み戰ふ折しも一筋の流

矢飛び來りて皇兄なる五瀬命の御肱に當れ
り天皇賊勢の益々猛き様を御覽はし進軍の
不利益なるを悟りたまひ即ち突些の中に計
略を定めて曰く我は是日神の子孫なるに朝
日に向ひて矢を射しは天道に逆へ奉れり一
度廻りて神祇を禮祭して日神の御威勢を背
に負ひ地の利によりて戰ば刃に血ぬらすし
て虜必自敗れなむと宣ひ軍中に令して戰を

停め堂々率き擧げたる様に賊勢怖れて亦敢
て逼らざりき。

五月八日皇師和泉國の泉州北郡なる海邊に至
り五瀬命御創の血を是に洗ひ敵の矢の苛し
き毒と御脉筋の截れたる爲め出血はいよい
よ激しくなりて血の溢れたる爲め海水終に
血色となる其海を名附て血沼海と云ふ其海
に漁りたる鯛を海鯛と云ふ即ち道を南にし

泉州郡の山井を踰えて紀伊國雄水門に至る時に悲しや五瀬命の御創の痛甚しくなり乃御剣を撫でて慨きかも我大丈夫にして賤しき虜の手創を負ひ其を報ひすして遂に空しく死せむかと雄詰しつつ薨じたまひぬ因て竈山に葬り奉れり御陵は東西一丁南北二丁紀伊國名草郡にあり。

六月廿三日皇師名草邑にて名草戸畔を誅し

牟婁郡の狹野を歷て熊野の神邑に抵り天皇天之磐盾に登り賜ひ地形を量り情勢を察し海路を選んで皇軍を率ひて絶海を進みたまふに海中卒に暴風起り皇船正に沈まんとす時に皇兄稻飯命御毛入野命天を仰ぎ嘆じて曰く我母は海祇神の御姫なるに何故に如斯正義の軍に従へる我等を海中に苦しめ賜ふやと即ち劍を抜き逆巻く浪に身を投じ賜ひ

ければ激浪自ら止みて皇船悉く安きを得たり。因て天皇茫然として三皇兄を失ひたるを嘆き賜ひしがかくてあるべきにあらざれば。獨り皇子手研耳命と俱に氣を勵ましたまひ。軍を帥ひて熊野の荒坂津(又丹敷浦とも云ふ)に到り賜ひ其地の賊丹敷戸畔を誅し賜ふ。時に惡しき神ども大熊の體に化りて毒氣を吐き。皇軍を惱まし奉りければ皇師悉く魔醉に

打たれて又戰ふ勇氣なく伏れ居たり。この時天神の神告を請たる。熊野の高倉下(饒速日命の御子なり)と云へるが。忽夜の夢に天照大神。武甕雷神に謂ひけるは。夫葦原の中國は今猶喧擾げり汝更往きて征てと宣ふにぞ。武甕雷神對へて予今更行くには及ばず今は神劍を下して彼國を平げしめむに如かと申せば。大神其を許諾したまへり。因て武甕雷神高倉

下に予劍の號を師靈と云ふ。今此劍を汝が庫の裏に下さむ。汝此劍を取りて天孫に獻れど。如此告げたまふと見て夢は寤めたり。高倉下は夢中の御教に依り。明日庫を開きて視れば果して落ちたる劍有りて倒に庫の底板に立てり。卽ち其を取りて進りければ天皇忽寤めたまひ。士卒も亦悉く醒めて起ちぬ。既にして、^{たてまつ}皇師勇氣百倍しけり。此靈劍は今猶官幣大社

石上神宮の御神體に祭れり。茲に皇師中州(大和)に入らむとするに山中甚だ嶮絶にして復行くべき路無く乃接遑して其跋渉せむ所を知らず。士卒大に惱み勞るゝに天皇大に歎慮を惱ませ賜ひ潜かに神祇を祈り賜ふ。其夜御夢に天照大神出現し賜ひ天皇に教へ宣く朕今八咫烏を遣すべし。其を郷導者とせよと覽して御夢は寤めたり。明日健津身命大鳥に化

して空より翔降りけるにぞ天皇深く喜び賜
 ひ今此鳥の來れること自夢の祥に叶へり大
 なるかな赫なるかな我皇祖天照大神基業を
 助け成さむと欲したまふかと宣ふ是に日臣
 命を先頭としたまふ武臣日臣命は大來目の
 督將元戎を帥て此勇猛なる一隊は八咫鳥の
 後に從ひ山を開き道を穿ち遂に大和國菟田
 縣に到るを得たり(宇陀郡の穿邑に出たり時
 宣へり。

に日臣命此功により賞して道臣命とせよと
 八月二日天皇使者を遣して宇陀の魁師兄猾
 弟猾の兄弟を徵し賜ふに兄猾は來らすして
 弟猾のみ詣り軍門を拜して告申しけるは臣
 が兄の兄猾天孫の到りたまはむことを聞き
 卽ち兵を擧げて皇師の威を望み敢て其敵す
 べからざるを惟れ即ち潛に兵を伏せ權に行

宮を作りて其殿中に機を設け因て饗應し奉らむと詐り天孫を陥れもと構へたり願くは熟く其逆状を察して速に備へたまふべしと申すにぞ天皇卽道臣命を遣して其兄猾が逆状を視察せしめたまふ時に道臣命審らかに賊害の心有るを知り大に詰責して虜しき爾が造れる家には爾自先入るべしと云ひて劍の手上取繰り弓彎きまがなひ逼めて催入れ

たりければ兄猾遂に辭すべき道なく彼殿中に入りて己が設けし機に自壓されて死せり。因て其屍を引出して斬れば其血圓節を沒せり已にして弟猾大に牛酒を設けて皇師を犒ふにぞ天皇其酒肉を軍卒に班ち乃御歌詠したまふ其大御歌は

宇陀の高城に鳴羅張る我待つや鳴は障らず鯨細し鯨障り前妻が魚乞はさば立狐稜

の實の長けくを幾許稗ね後妻が魚乞はさ
ば嚴柃實の多けくを幾許稗ね
是後天皇吉野の地を覽さむと欲して乃宇陀
郡より御親輕兵を率て巡幸したまふ時に吉
野の川上の村に人有りて井の中より出づ其
井光りて其人に尾有り天皇怪みて汝は誰ぞ
と問たまへば臣は國神にして井光と云へる
者なりと申せり更少進みたまへば尾有る人

磐石を押抜けて出でたり天皇異しみて汝は
誰ぞと問びたまへば臣は國神にして磐排別
の子なりと申せり水に縁ひて西に行きたま
へば築を作りて魚を取る者有り汝は誰ぞと
問ひたまへば臣は國神にして苞苴擔の子な
りと申せり並天皇に仕奉りき
九月五日天皇宇陀郡の高倉山の巔に登りて
平坦の地を瞻望したまふに國見岳の上には

八十皇師有り又女坂には女軍を置き男坂には男軍を置き墨坂には燧炭を置き復兄磯城の軍有りて高市郡の磐余邑に布満し凡て賊虜の據る所は皆要害の地にして道路絶塞し通るべき處あらざりければ天皇大に惡みたまへり是夜天皇の御夢に天神有りて訓へたまひけるは天香山の杜の中なる土を取りて平糸若干枚を製造し又嚴糸を造りて天神地

祇を祭り亦嚴の兜咀をせよ如此爲さば虜自平伏せむと宣へり是に天皇祇みて御夢の訓を承けたまひ將に行はむとしたまふ時に弟猾申しけるは磯城郡に磯城の八十皇師有り又葛城郡には赤銅の八十皇師有り彼等皆天皇と挑戦はむ臣窃に天皇の御爲に憂奉る今天香山の埴を取りて平糸を製造し天神地祇を祭りたまふべし然して後に虜を擊たば虜

必除易からむと申しけるにぞ天皇既に御夢のことを以て吉兆と爲したまふが上に弟猾の言を聞しめすに及びて御意中に益々喜びたまひ乃椎根津彦に弊れたる衣服及蓑笠等を著せて老人の貌と爲し又弟猾に蓑を被けて其は老嫗の貌と爲し汝二人天香山に到り潜に其巔の土を取りて來よ基業の成ると成らざるとは汝等を以て卜相はむ慎みて怠り

そと宣ひき是時敵兵路に充満して往來しがたかりければ椎根津彦乃祈びて我大君能く此國を平定したまは行路自ら通られなむ如能はずば必賊防がむと云訖りて徑に去く時に敵兵此二人を見て大に喫ひ穴醜の老父老嫗やと云ひて相與に道を開きて行かしめたり二人は易く香山に至り土を取得て持歸りて天皇に獻りければ天皇大に悦びたまひ

乃其土を以て八十平糞と天手抉と嚴糞とを造りて吉野郡なる丹生川の川上に陟り用て天神地祇を祭りたまふ是時天皇は吾今此八十平糞を用る水無して糞を造らむ糞成らば吾必鋒刃の威を假らすして坐ながらに天下を平定すべしと祈びて糞を造りたまふに水無くして糞自成れり天皇又祈びて吾今此嚴糞を丹生の河水に沈めむ河の魚如被の葉の

ごとく醉ひて浮流れなむには我能く此國を定む如爾らずば成すこと無からむのみと宣言ひつゝ嚴糞を川に沈めたまへば其口川下に向きて沈みたりしが頃ありて大小の魚悉く浮出でゝ喰喟す天皇大に喜び乃其川上の眞坂樹を取りて恭しく諸神を祭りたまふ天皇又御親其玉體を高皇產靈尊と爲して道臣尊を齋主と定め嚴媛の號を授け又其置く所の

土器を皆嚴食と稱し火の名を嚴香來雷と號し水の名を嚴罔象女と號し糧の名を嚴稻魂女と號し薪の名を嚴山雷と號し草の名を嚴野椎と號し顯齋を作したまふ。

十月朔日天皇其の糧を嘗し兵を勒へて出でたまひ先八十皇師を國見丘に擊ち敵兵を破りて其を悉く斬りたまふ天皇是役に皇師の戰克たむことを知しめして御歌詠したまふ。

其大御歌は

神風の伊勢の海の大石にや這廻る小螺の
小螺の鳴呼よ鳴呼よ小螺の這廻り擊ちて
し止まむ擊てし止まむ

既にして餘黨猶處々に多くして其情測りが
たかりければ天皇道臣命に仰せて忍坂邑に
大室を作らしめ敵を謀らむ策を企てたまふ
道臣命大來目部を師て審を忍坂に掘り猛卒

を選びて密旨を示し敵を誘りて室内に雑居せしめ盛に饗宴を設けたり敵兵更に其陰謀を知らず恣に飲みて深醉す時に道臣命起ちて歌を謡ふ其歌は

忍坂の大室屋に人多に入居りとも人多に來入居りとも才々し來目の子等が頭槌い石槌い持ち擊ちてし止まむ時に我卒歌を聞きて俱に頭槌の太刀を抜き。

一時に敵を殺して殲せり皇師其戰勝を大に悦び全軍天に仰きて喚ひつゝ謡ふ其歌は今はよ今はよ嗚呼醜可笑今尙も嗚呼よ今

尙も嗚呼よ

又謡ふ其歌は

蝦夷を一人百人人は云へども手向も爲す時に天皇諸將に向ひ戰勝ちて驕ること無きは良將の行なり今魁賊既に滅びて十數群の

同惡者勾々たり其情測り知るべからず然れば如此て久しう一所に居らむこと變を制するの道にあらじと宣ひて乃營を別所に徙す。十一月七日皇師大舉して磯城彦を攻めむと天皇先使者を遣して兄磯城を徵したまふに兄磯城敢て命を奉せず更に頭八咫烏を遣して召したまふ時に鳥兄磯城が陣營に至り天神の御子汝を召す率はくと鳴きたりけれ

ば兄磯城大に忿り壓制なる天神の至るを聞き吾如此憤慨しつゝある時に何故鳥の悪しく鳴くやと云ひつゝ弓彎きまがなひて鳥を射れば鳥は卽立去りて次に弟磯城が宅に到り天神の御子汝を召す率はくと鳴きたりければ弟磯城は慄然として容を改め臣は天神の御子の行幸ましますと聞き旦夕畏れつしみし所なり今鳥の聲を聞きて意中甚善

すと云ひて卽葉磐八枚に食を盛り温く鳥を
饗應して其後に隨ひ軍門に詣で申しける
は吾兄の兄磯城は天孫の至りたまへるを聞
きて八十梶師を聚め兵甲を具へて皇師と決
戦するの企あり早く圖りたまふべしと申し
て軍門に降れり天皇乃諸將を會へて今兄磯
城を召せども彼來らすして逆爲の意有り汝
等宜しく議るへしと宣ひければ諸將對へて

兄磯城は黠賊なり宜しく先弟磯城を遣して
曉諭したまひ並兄倉下弟倉下にも説きたま
ふべし如遂に歸順せずば其時兵を擧て伐つ
とも晚からじと申しけるにぞ乃弟磯城を遣
して利害を諭示したまへども兄磯城等猶愚
謀を墨守して伏せず時に天皇椎根津彥が獻
策を容れて忍坂より女軍を出し其弱を示し
たまへば敵軍望見て銃を盡して馳來れり天

皇卒に勁卒を出し直に墨坂を指して宇陀川の水を取り炭火に灌ぎて儻忽不意を討ち男軍を以て墨坂を踰え背後より夾撃ち悉く敵を破りて賊將兄磯城を斬りたまふ是より先皇師攻れば必取り戦へば必勝つ然れども兵卒時に疲弊すること無きにあらざりければ是に至り天皇將卒の心を慰めたまはむとして御歌詠したまふ其大御歌は

楯並めて伊名佐の山の木間從も行守らひ
戦へば我噫哉疲ぬ島津鳥飼翁が徒今援に
來ね

十二月四日天皇進みて遂に長髓彦を攻め賜
ふされど長髓彦は土賊中の最も勇悍なるも
の且つその據れる土地は要害なる上敗賊の
殘黨まで多く加はりし事とて其數皇師に幾
倍しければ何時陥るとも見へざるのみか皇

師は屢々戰へども絶じて勝こと能はず斯く長髓彦が思ひの外の強敵なるのみならず其率ひ賜ふ愛臣が日々毒矢の爲に仆るゝ者算無く連戦連敗の中に幾度かを過させ賜ひしが此一戦能く勝を制するに非ざれば皇師却つて全滅の悲を見んとする危き最後の決戦半ばなるに又もや皇師敗亡の色見ぬければ天皇いたく嘆かせ賜ひ軍の庭に天神を祭ら

せ賜ひ捷軍の御祈あらせけるに忽ち日影曇りて天地暗く大氷雨盆を覆すが如く降りければ人々怪みて只空をのみ打仰ぎ居たりしが俄然空中に光ありて眼も眩むばかりに輝きたり電ならば直ちに消ゆべきことに消ざるのみか次第に光を増して皇師の方に降り來り遂に天皇が杖としつかせ賜ふ御弓の弭に止まり恐る怖る仰ぎ見ればこれなん金色

の靈鷲なりけり。明治聖代の金鷲勳章は此の拔群の功に因めるなり。長髓彦の軍皆此靈鳥の光りに射られて眼眩み仰ぎ見る能はず。即ち悉く地に伏して力め戰ふ勢なし。是より先五瀬命孔舍衛の役に長髓彦が矢に傷られて薨じたまひ。天皇常に衛みて憤懣を懷きたまふ。是に至りて窮誅せむと欲したまひ。乃御歌詠したまふ。其大御歌は

才才し久來の子の子等が粟田には臭葦一莖。其根が莖。其根芽繫ぎて擊ちてし止まむ又御歌詠したまふ。其大御歌は
才才し久來の子等が垣下に植ゑし薑口疼く。我は忘れず。擊ちてし止まむ
因て復兵を縱ちて急に攻む。時に長髓彦行人を以て天皇に申しけるは。嘗天神の御子有り。天磐船に乗りて天より降り止れり。御名を櫛

玉饒速日命と申す是吾妹三炊屋媛を娶りて可美眞手命を生む故に吾饒速日命を君として仕奉れり夫天神の御子に兩種有るべき理あらむや謂ふに今天神の御子なりと稱して人の地を奪はむは詐ならむと申したり天皇其使者に天神の御子多く有り汝が君とする所是實に天神の御子ならむには必ず其表の物あらむ今其表を相示すべしと宣へり是に

使者還りて天皇の御言を長髓彦に告げたりければ長髓彦即饒速日命の天羽々矢と歩鞠とを取りて天皇に示奉りけるにぞ天皇其を覽して事既に實なりと宣ひ還其御する所の天羽々矢と歩鞠とを長髓彦に示せたまへば長髓彦其天表を見て蹴踏す然れども凶器既に構へ其勢中休しがたく猶迷圖を守りて復改めむ意無かりき饒速日命は本より天神の

感歎なること唯下土を天皇に與へたまはむものなりと知り且長髓彦が稟性の愾恨にして天人の際を教へむも到底其功の無からむことを思料し乃長髓彦を殺し其衆を帥て歸順せり天皇素より饒速日命の天孫にましますことを聞しめし今果忠効を立てしことを褒め厚く寵愛したまひき。

己未の歲二月二十日天皇諸將に命じて士卒

を練へたまふ是時に添上郡の波多の岡崎に新城戸畔と云ふ者有り又和珥の坂下に臣勢祝と云ふ者有り又葛城の郡の長柄の岡崎に猪祝と云ふ者有り此三處の土蜘蛛並勇力を恃みて肯て服從せず天皇乃偏制の軍を分ち三處に遣して其土蜘蛛有りて其人爲躬は短く郡には處々に土蜘蛛有りて其人爲躬は短くして手足は長く侏儒の如し又其狡猾にして

物を掠ること猿に似たり因て皇師葛の網を
結びて掩殺せり是に至りて大和一圓全く平
定す時に習俗朴陋にして穴に居り巢に棲め
り乃宮室を經營し民心を鎮めむと欲したま
ふ御心發りぬ。

三月七日令を下して宣ひけるは我東征の事
を起してより茲に六年皇祖天神の稜威を頼
み始て凶徒を誅戮し訖へたり邊土未全く清

からずして餘妖尙測りがたかれども當國一
圓は復擾亂の虞有ること無し然れば皇都を
廓め宮殿を造るべし方今は時勢矇昧にして
民心も亦朴素なり巣に棲み穴に處るの風習
を常と爲す夫聖人の制度を立ること其主義
必時に隨ふ苟にも人民に利益有らば聖しき
制度を妨ぐべからず且山林を伐開き宮殿を
建築し恭しく皇位に即きて能く人民を治め

上は天祖の國を授けたまひし恩賴に答へ下
は子孫の忠臣を養ふ心を弘むべし然して後
に國中を調へ又都を開きて天下を宇と爲さ
ば可かるべく今夫畝傍山の東南なる樞原の
地を觀るに彼地は國の中央なるが如し宜し
く宮殿を造るべしと宣ひ是月より有司に命
トて正殿を造らしめたまふ是に因て天富命
は手置帆負命と彦狹知命との二神の神孫を

率ひて齋鉏齋斧を以て山の材を採り正殿を
構へ立つ謂ゆる底磐根に宮柱大く立て高原
に搏風峻峙りて皇孫命の瑞の御殿を造仕奉
るなり又天富命齋部の諸氏を率て種々の神
寶及鏡玉矛盾木綿麻等を作り又櫛明玉命の
神孫は御祈玉を造り天日鷦命の神孫は木綿
及麻織布等を造る

庚申の歲八月十六日天皇正妃を立てたまは

むとして廣く貴顯の中に其人を求めたまふ。
是に大久米命申しけるは事代主神山邊郡な
る三島の溝櫻耳が女なる玉櫛媛に通ぎて媛
踏鞴五十鈴媛を生みたまへり因て五十鈴媛
を神の子と謂ふなりと申しぬ。一日七人の美
女十市郡なる高佐士野に遊行す。五十鈴媛其
中に在り。大久米命五十鈴媛を見て歌を以て
天皇に申上たり。其歌は

大和の高佐士野を七人行く媛女等誰をし
覓かむ
是に五十鈴媛は六人の媛女等の前に立ちた
り天皇乃其媛女等を覽して御心に五十鈴媛
の前立ちたることを知りたまひければ御歌
以て答へたまふ其大御歌は
且々も最先立てる愛をし覓かむ
大久米命此大御歌を五十鈴媛に告るに五十

鈴媛は其大久米媛の黙けて利き目を見て最も奇怪に思ひたりければ歌以て問難めたり其歌は

鶯子鶴鵠衡眞鷗何故裂ける利目

大久米命亦歌以て答へたり其歌は

媛女に直に逢はむと吾裂ける利目

五十鈴媛は乃天皇の大御歌又大久米命の歌
とも聞きて今より正妃に仕奉らむと答奉り

五十鈴媛が家磯城郡の狭井川の川上にあり
ければ天皇其地に行幸ましくて一夜其家
に駐りたまへり

九月二十四日五十鈴媛を納して正妃と爲し
たまふ時に天皇御歌詠したまふ其大御歌は
葦原の醜き小屋に菅疊彌清敷きて吾二人
寝し

辛酉の歲正月朔日天皇御年五十二歲(大陽曆)の二月十一日に當る。即ち紀元節也。にて樞原宮に御卽位したまひ群臣正妃を尊びて皇后と爲す爰に仰きて。皇祖天神の神勅に從ひ。神籬を建つ。謂ゆる高皇產靈神。皇產靈魂。留產靈。生產靈足。產靈大宮賣神事代主神。御膳神。櫛磬間戸神。豐磬間戸神。生島坐摩是なり。時に道臣命は來目部を帥て宮門を衛り。其開闔を掌る。

饒速日命は内物部を帥て矛盾を備へ。天富命は諸々の齋部を率て天璽の鏡劍を正殿に安奉り。並に玉を懸け。其幣物を陳ねて。殿祭の祝詞を奏し。次に宮門を祭る。然して後に。物部は矛盾を立て。大伴來目は仗を建て。宮門を開き。四方の國を朝せしめて。天位の貴を示し。又天富命諸の氏人を率て。大幣を供へ。天種子命をして。天罪國罪の事を解除せしむ。又百官有

司の人々には一族を率き連れて祝賀に參内せしめらる。此神聖嚴肅なる御大禮を四方の人民に自由に拜觀せしめ以て天位の貴きことを知らしめ爰に初めて紀元を定め賜ふ。今日我國民が世界に對して措かざるところの又世界の各國が嘆賞して誇るところの萬世一系の皇統は即ち今より二千五百七十二年前の此の時に定まりしなり。されば我が皇室國家のあらむ限り誠意を盡して祝し奉らざる可らざるは此の御卽位の日に當れる二月十一日なり。現に今此の日を紀元節と稱へて上下萬民の奉頌し祝賀し奉るは斯かる芽出度き吉辰なればなり。

媛踏鞴五十鈴媛は御子日子八井命を生みたまひ。次に神八井耳命を生みたまひ。次に神沼河耳命を生みたまふ。

紀元二年二月二日天皇功を定め賞を行ひた
 まふ先道臣命に宅地を賜ひ高市郡なる築坂
 邑に居らしめて特に寵遇したまひ又大久米
 命は畝傍山の西なる川邊の地に居らしめ権
 根津彦は大和の國造と爲し弟猾には十市郡
 なる猛田邑を給ひて猛田の縣主と爲し又弟
 磯城を磯城の縣主と爲し劍根を葛城の國造
 と爲し建津見命も亦賞例に加へたまふ

紀元四年二月十三日天皇鳥見の山中なる小
 野の榛原の地に靈畤を立て
 皇祖天神を祭り大孝を申べ賜ふ

神武天皇卽位紀元四年聖詔曰

我皇祖之靈也自天降鑒光助朕躬今諸虜已平
 海内無事可以効祀天神用申大考者也乃靈畤
 立於鳥見山中云以祭皇祖天神焉と宣へり
 天富命乃幣を陳ねて祝詞を奏し偏く群望を

秩で神祇の恩に答へ中臣齋部の氏人俱に祭
祀の職を掌り猿女君の氏人神樂の事に供し
天皇恭しく親祭したまふ。

紀元三十一年四月朔日天皇國中を巡幸まし
まし葛城郡なる腋上の嚙間丘に登り國の形
狀を廻望して嗚呼美しき國を見獲たり内木
綿の眞近國と雖も猶蜻蛉の臀咲せるが如き
ものありと宣ふ。

紀元四十二年正月三日皇子神沼名川耳命を
立てゝ皇太子と爲したまふ。

紀元七十六年三月十一日天皇檜原宮に崩じ
たまふ(太陽暦四月三日なり)時に御壽一百二
十七歳明年九月十二日歟傍山東北なる白擣
尾の陵に葬奉りき高市郡白樺村大字大久保
の御陵是なり。

附 言

謹而案するに

御歴代の朝廷此の御陵を特に嚴かに祭らせ
賜ひし事は延喜式にも見たり然るに後年
武臣權を争ひ世を亂すに及び恐れ多くも皇
宗の御陵まで埋れ果て其の所在も定かなら
ぬまでになりしを孝明天皇深く懼慮を憚ま
せ給ひ勅して尋ね求めさせ給ふ爰に大和國

高市郡畝傍山の麓山本村の耕田小字神武田
と云ふ地に小さき塚ありこれを俗に(みさん
ざい)と呼び又其の塚に生ひたる草は曾て牛
馬も怖れて喰はざるを以て(又牛不喰之塚)と
も云へり之れぞ正しく疑なき神武天皇傍畝
山東北之御陵にぞありけり安政年中には幕
府に勅令を下して山陵を造營せられ後又徳
大寺實則萬里小路博房の兩卿に勅してなほ

修繕を加へさせ賜ふ（御陵は東西九十七間南北百二十二間周圍四百六十三間）畏くも
明治天皇は特に厚く民庶に遙拜の敬を盡さしめんと明治五年を以て海内に布告し全國の各神社及び各町村に遙拜所を設けさせ賜ふ。

明治七年以來毎年四月三日の大祭には勅使を立て幣帛を厚くして祭典を行はずを以て

永式と定め賜ふ明治十年二月十一日には畏くも明治天皇この山陵へ行幸あらせられ御親ら幣帛を捧げ醇く祭らせ賜ふ十三年三月堺縣令稅所篤氏命を奉りて御陵周園の木柵を廢し石柵を築き猶之れを嚴正にす十五年三月十五日より日々御陵の表御門を開扉し中門まで萬民の參拜を許させ賜ふ又二十二年には御宮址樋原の地一萬五千坪餘御買

上の上禁中内侍所及び新嘉殿を移させ賜ひ
翌二十三年三月皇宗神武天皇並に皇后媛多
良五十鈴媛命二柱の神靈を合祀し賜ひて
権原神宮と稱し官幣大社に列ぜらる
謹んで案するに

申大孝こと仰せ出され鳥見山中に
皇祖天神を祭り賜ひし

皇宗神武天皇は已に三千年の古に於て忠孝

の道を四民に教へ賜ひしにて紀元四年の
詔聖は明治二十三年十月三十日の
勅語と相俟つて萬古不易の國礎と仰ぐべく
之れに據りて萬國無比を誇るべく之れに據り
て國民道德の基となすべく之れに據りて一
家の團欒を願ふべく又之れに據りて家庭教
育の資料と爲すべきなり我六千萬の同胞誰

れか

皇恩の厚きに感泣せざる者あらんや我等の祖は三千年以來代々相繼て此の優渥なる天恩に浴しつゝ忠勤を勵み能く國體を發揮し國風を維持し來りしなり。

今や外交日に繁く其影響する處四邊に遍ねく其の餘弊は延るて極端なる社會黨をすら出すに至れり其の愚を實現する者に於て律

令能く之を罰すと雖然も猶相當教育あるものに於て未だ成らざるの卵渺なからざるを憂ふ素より吾人は時運に伴ひ文化の進歩止りなきを喜ぶと雖我國體と相容れざる狂賊は俱に天を戴かざるなり今時に於て弊風を矯正するの道を講ぜずんば國家の前途に此の害毒を流すバチ尔斯を放任するの憾なき能はざるなり豈傍観に忍びんや卷頭の自序

に言へりしや如く實に本社は此の意を旨と
し崇高なる
皇宗神武天皇東征の
尊影を本記に添へ以て萬古に遺徳を仰がん
とす江湖願くは之れに據りて家庭教育の一
助と爲し子孫の永く
皇恩に浴するの道を開き給はるを得ば又諸
士の爲め慶賀に堪へざるなり。

謹而
皇室の尊き御榮を仰ぎ奉るになむ。

(定價金壹圓)

明治三十一年八月十六日印

刷

明治三十一年八月二十一日出 版

刷

大正元年十一月三日訂正印刷

大正元年十一月八日訂正發行

東京市京橋區新湊町壹丁目五番地

發著作兼 菊井惣鐵

奈良縣磯城郡耳成村大字葛本二十三番地

複製不許

發行所 皇恩社

271

81

皇清詩林

卷之三

七

清江先生集
卷之三

序

七

清江先生集
卷之三
序
丁巳夏月
東京市立圖書館藏

成化丙子年

終